

# 小売電気事業者に関する 今後の対応について

2023年7月28日(金) 第87回 制度設計専門会合 事務局提出資料



### 本日の御議論

- 電力市場価格の高騰などに伴い、小売電気事業者による事業の休止・廃止が増加したことから、 2022年7月から同年10月にかけ、制度設計専門会合で、需要家保護や社会的負担の抑制に 向けた必要な対応について御議論いただいた。
- 具体的には、小売電気事業の①事業開始時、②事業開始後、③事業撤退時の3段階に分け、 小売登録審査における申請書類の追加、事業運営の状況に関するセルフチェック・定期報告の 仕組み(リスクチェック)の導入、事業撤退時の周知期間の確保などの取組について、御議論 いただいた。
- これらの点については、2022年12月に、電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に対して、<u>所要の制度的措置を図るよう建議</u>し、本年4月に、省令改正などが行われた。一方、<u>リスクチェックに係る取組</u>については、報告様式のデジタル化(DX化)が必要であり、システム開発の結果を踏まえ、後日、所要の建議を行うこととされた。
- 今回は、上記のシステム開発の状況を御報告するとともに、これを踏まえた報告様式案について 御議論いただきたい。
- また、電力・ガス取引監視等委員会では、料金等を変更する際の説明が不十分であったことなどを踏まえて、本年6月に、小売電気事業者(1社)に対し、電気事業法に基づく業務改善勧告を行った。そのため、今回は、需要家に対する情報提供に関して必要な対応についても、御議論いただきたい。

# 1. これまでの振り返り

- 2. 報告様式のデジタル化(DX化)の取組状況
- 3. リスクチェックの報告様式案
- 4. 需要家に対する丁寧な情報提供の必要性

### 小売電気事業者に関する主な論点と対応状況(まとめ)

- 2022年7月から同年10月にかけ、制度設計専門会合で、需要家保護や社会的負担の抑制に 向けた必要な対応について、以下のとおり御議論いただいた。
- これを踏まえて、省令やガイドラインなどの改正を行うとともに、報告様式のデジタル化(DX化)に向けたシステム開発にも取り組んできたところ。

	①事業開始時	②事業開始後	③事業撤退時
主な論点	<ul> <li>事業開始時から、事業上の リスク管理の実施を求めることが必要。</li> </ul>	事業開始後も、定期的にリスクを分析し、事業の持続可能性を事業者自らが確認していくことが必要。	事業の継続が困難な兆候 が現れた場合には、需要家 への丁寧な周知など、 <b>円滑な</b> 撤退を促していくことが必要。
対応状況	【対応済】         ・ 電気事業法施行規則などの 改正         改正       を行い、小売登録申請 に必要な書類として、「事業 計画書」を追加する。	<ul> <li>事業者が、事業運営の状況についてセルフチェックするきつかけとするため、「リスク管理体制の運用状況」や「資金の概況」を国に定期報告することとする(リスクチェックの導入)。</li> <li>上記の実施に当たり、報告様式のデジタル化(DX化)に取り組む。</li> </ul>	<ul> <li>「対応済」</li> <li>多数の契約を解除する場合などについて、より長い周知期間の確保が必要である旨を、小売営業ガイドラインに規定する。</li> <li>需要家からの苦情・問合せが増加した場合、必要に応じて苦情等の処理体制を見直すことが必要である旨を、小売営業ガイドラインに規定する。</li> </ul>

# 【①事業開始時】小売登録審査の現状

- 自由化が進められた小売電気事業については、公正な競争の結果、小売電気事業者の撤退等は発生しうる。そのため、仮に事業者の撤退等が発生しても、一般送配電事業者からの送電が直ちに停止することはない等の仕組みとすることによって、需要家保護を図ってきた。
- 一方で、登録後、短期間に事業継続に深刻な支障が生ずることとなれば、登録制度 そのものの信頼性が損なわれ、小売市場に混乱をきたすおそれがある。
- そのため、小売登録審査においては、電気の使用者の利益の保護の観点から、財務の 健全性について一定の確認を行うため、決算書類の提出を求めてきたところ。

# 【①事業開始時】小売登録審査に関する今後の方向性

- これまでの審査では、主に短期的な事業継続性の確認に焦点を当ててきた。一方で、 唐突な事業撤退による需要家への影響を抑制するためには、持続可能な事業運営を 行っていくことも重要である。
- 近年、電力市場価格の高騰や、価格変動の顕著化など、持続可能な事業運営を行う ことの難しさが顕在化してきているところ。
- そのため、審査では、短期のみならず、中期的な事業継続性についても、申請者に説明を求めてはどうか。具体的には、資金見通しを含めた「事業計画」の提出を求め、当該計画の作成プロセスを通じ、市場リスク等の分析やリスク管理体制の構築等を促すこととしてはどうか。
- リスク管理体制の構築にあたっては、例えば、以下のように、リスク要因・対策・KPI等の整理を求めることも一案ではないか。

No.	リスク要因	対策	KPI
1	● 調達価格の変動リスク	● 年間調達電力量合計に占める 先物取引等でヘッジされていない 比率を一定割合以下とする。	<ul><li>● 先物取引等でヘッジされていない 比率を○%以下とする。</li></ul>
	•••	***	***

● また、審査において提出を求める資料等については、今後の小売登録審査の状況等を 踏まえて、柔軟に見直すこととしてはどうか。

### 【①事業開始時】電気事業法施行規則の改正(事業計画書の追加)

- 前述の「市場リスク等の分析」や「事業計画」などについては、本年4月1日に改正された電気事業 法施行規則において、小売登録申請に必要な書類として明確に位置づけられた。
- 具体的には、様式第1の3の2として「事業計画書」が追加され、「小売電気事業に係るリスク管理の取組」と「事業開始後3年間の事業計画」を記載することとされた。

#### 電気事業法施行規則(令和5年4月1日改正)

(小売電気事業の登録申請)

第三条の五 法第二条の三第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

- 2 法第二条の三第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 二 その行う小売電気事業以外の事業の概要
- 3 法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 法第二条の五第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面
- 二 様式第一の二の小売電気事業遂行体制説明書
- 三 様式第一の三の苦情等処理体制説明書

#### 三の二 様式第一の三の二の事業計画書

- 四 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書
- 五 申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書
- 六 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が小売電気事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し
- 七 申請者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類
- 4 経済産業大臣は、法第二条の三第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、他の者からその小売電気事業の用に供するための電気の 供給を受ける場合における当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

### 【参考】事業計画書の様式(様式第1の3の2)

様式第1の3の2(第3条の5関係)

#### 事業計画書

1. 小売電気事業に係るリスク管理の取組

	(1)	(2)	(3)
	小売電気事業に係るリスク	(1)のリスクに係る対応策	(2) の対応策に係る目標
1	供給能力の確保に係る費用の変動		
2	インバランスの発生		
3			
4			
(5)			
6			
7			
8			
9			
10			

- 2. 事業開始後三年間の事業計画
  - 備考 1 1. については、申請者がその小売電気事業の遂行に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについて、当該リスクの内容及び当該リスクごとの対応策、当該対応策に係る目標を具体的に記載すること。なお、「供給能力の確保に係る費用の変動」及び「インバランスの発生」の欄については必ず記載すること。また、③以降の欄については、申請者が開始しようとする小売電気事業の性質に応じ、欄を追加して記載すること。また、「(2)の対応策に係る目標」の欄については、特段の事情がない限り、定量的な数値を具体的に記載すること。
    - 2 2. については、1. に記載した各事項及び他の小売電気事業者との競争を考慮して記載すること。
    - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

# 【②事業開始後】事業開始後のモニタリング等に関する今後の方向性①

- スポット市場価格の高騰など、事業リスクが高まっている中で、小売電気事業者に対し、 持続可能な事業運営を促していくことが重要である。
- また、唐突な事業撤退等による需要家への影響を抑制するため、国が事業運営の状況 を適切に把握するための仕組みも必要である。
- これを踏まえ、事業者が、事業運営の状況についてセルフチェックするきっかけとするため、 「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」を国に報告することとしてはどうか。
- 具体的には、「資金の概況」において、例えば、現預金残高に着目し、売上高との比較等を通じて、現預金の確保状況等を確認し、必要に応じて対策を講じる、といった効果が期待されるのではないか。
- また、「リスク管理体制の運用状況」において、例えば、以下のように、リスク要因・対策・ KPI等の他、KPIの達成状況等も記載することで、リスク管理体制を確認するきっかけと なることが期待されるのではないか。

No.	リスク要因	対策	KPI	KPIの達成状況
1	● 調達価格の変動リスク	<ul><li>● 年間調達電力量合計に占める 先物取引等でヘッジされていない 比率を一定割合以下とする。</li></ul>	<ul><li>● 先物取引等でヘッジされていない 比率を○%以下とする。</li></ul>	● 達成 (先物取引等の割合:△%)
	•••	•••	•••	

# 【②事業開始後】事業開始後のモニタリング等に関する今後の方向性②

- 上記の「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」の報告を求める場合は、報告対象や頻度等について、実務を踏まえつつ検討を進めることが必要である。
- また、上記報告を通じたセルフチェックの実効性を高めるため、国がモニタリングを行う ことが重要である。
- モニタリング対象や方法等は、報告内容や事業規模等を踏まえて決定することとし、<u>効</u>
   果的・効率的にモニタリングを行うことが必要ではないか。また、モニタリングにおいては、例えば、「KPIの設定根拠」や「KPIの達成状況に関する根拠」等について説明を求めることで、事業者によるセルフチェックの実効性を高めることに主眼を置いてはどうか。
- さらに、モニタリングを通じ、**唐突な事業撤退等の予兆**が見られた場合には、報告徴収等を実施し、**需要家への影響の抑制策の検討等を求める**こととしてはどうか。
- なお、英国では、小売電気事業の許可を取得した事業者に対するモニタリング手法として、リスクシナリオを用いた「ストレステスト」の導入が進められているが、その手法は発展 途上である。また、英国においては、事業者撤退時の需要家の受け皿を、政府が予め 指定する制度(ラストリゾート指令)が設けられているなど、我が国の電力市場制度と は設計思想が大きく異なる点にも留意が必要である。

# 【③事業撤退時】小売電気事業者の撤退時の周知期間

- <u>数万件~十数万件の低圧契約</u>を有する小売電気事業者が撤退した際、撤退公表から<u>2ヶ月</u> 経過した後も、数千件の契約が切替を完了していないケースが複数発生した。
- また、特別高圧や高圧の小売供給契約においては、中途解約や更新拒絶の通知期間として、 3ヶ月と定められている例が見られる。その理由について、新電力に対してヒアリングを行ったところ、 「特別高圧や高圧では(一般送配電事業者や需要家の設備状況等によって異なるものの、) 契約切替手続自体に1か月以上かかるケースもあり、さらに、需要家が切替先を検討する期間も 低圧に比べて長く必要となるため」との回答があった。
- 特に、官公庁等では、電力の調達を行う際に入札が必要であり、入札を含めた契約切替手続に かかる期間を考慮する必要がある。
- これらを踏まえると、より長い周知期間を確保する必要がある可能性が高いケースとして、「1万件以上の契約を解除する場合」「特別高圧・高圧の契約を解除する場合 (※なお、同時期に低圧の契約も解除する場合は、低圧の需要家に対しても周知すべきである。)」「需要家側で入札手続が必要となる場合」などが挙げられるのではないか。また、これらのケースでは、90日以上の周知期間が適切と考えられるのではないか。
- これらを踏まえ、必要な周知期間を担保するべく、制度的措置の検討を進めることとしてはどうか。

# 【③事業撤退時】小売電気事業の休廃止等を行う際の周知

- 電気事業法施行規則第3条の11によれば、小売電気事業者は、事業休廃止時には、以下のいずれかの方法で適切に問知しなければならない。
  - ① 訪問
  - ② 電話
  - ③ 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
  - ④ 電子メールの送信
  - ⑤ 当該小売電気事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、 又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該小売供給の相手方の閲覧に供する方法
- 小売電気事業者の休廃止等が増加していることに鑑み、休廃止時に求められる適切な 周知方法について、小売営業GLで明確化する必要があるのではないか。
- 具体的には、**需要家が事業の休廃止に係る情報を確実に認識できるようにすること**が 必要であることから、以下を小売営業GLに明記することとしてはどうか。
  - 単に上記①~⑤の方法のいずれかを用いればよいということではなく、これらの方法の中で、**連絡を受けた需要家が事業の休廃止について確実に認識するような方法 を用いる必要がある**こと
  - 需要家が事業の休廃止について**容易に認識できるよう、見やすい文字・体裁で記 述する必要がある**こと

### 【③事業撤退時】苦情・問合せの処理体制

- 小売電気事業者は、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給 条件についての需要家からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速にこれを処理しな ければならない義務を負う(**苦情等処理義務**。電気事業法第2条の15)。
- 今年4月以降、小売電気事業の休廃止を行おうとした小売電気事業者に関し委員会事務局の相談窓口に、「小売電気事業者に問い合わせようとしているが電話がつながらない」等の相談が寄せられた ※ 。
  - ※ 小売電気事業者が事業の休廃止を公表したことを契機に、当該小売電気事業者の処理能力を超える 数の苦情・問合せが殺到したことが原因であり、委員会事務局より体制の改善を指導。
- 小売営業GLにおいて、特に、需要家からの苦情・問合せが増加するタイミング(事業の休廃止や料金改定等)について、苦情等の増加を適切に予測し、必要に応じ苦情等の処理体制を見直すこと等が適切であり、そうした対応を怠ることを「問題となる行為」として整理してはどうか。

#### 電気事業法第2条の15

小売電気事業者は、当該小売電気事業者の小売供給の業務の方法又は当該小売電気事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方(当該小売電気事業者から小売供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。)からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

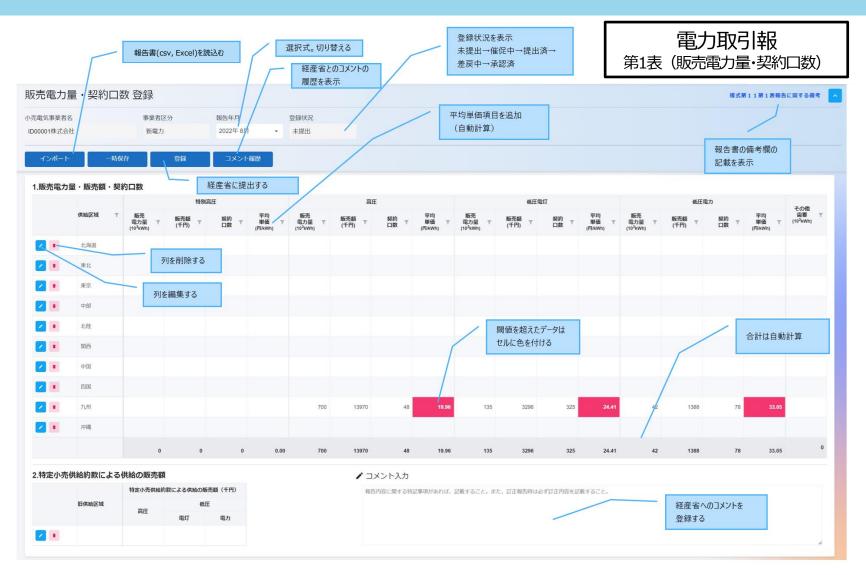
- 1. これまでの振り返り
- 2. 報告様式のデジタル化(DX化)の取組状況
- 3. リスクチェックの報告様式案
- 4. 需要家に対する丁寧な情報提供の必要性

### 報告様式のデジタル化(DX化)

- **事業運営の状況に関するセルフチェック・定期報告の仕組み(リスクチェック)の導入**を進めるに当たり、「リスク管理体制の運用状況」や「資金の概況」などを、**電力取引報の一部として国に 定期報告**を求め、その内容を**国がモニタリング**する方向で検討している(※詳細は後述)。
- その上で、国のモニタリングを効果的・効率的に行う観点から、**報告様式のデジタル化(DX化)** に取り組むことが重要である。
- 現状、電力取引報については、<u>CSV形式のExcelファイルの様式をメールで受領</u>している。一方で、小売電気事業者は700者以上存在するところ、Excelファイルの集計や、提出内容に不備があった場合の修正依頼など、作業量が膨大となっている。
- この状況下において、電力取引報の内容を増加した場合、集計に係る業務負荷が増加し、効果 的・効率的なモニタリングの支障となる可能性がある。
- そのため、**電力取引報のDX化**に取り組み、オンラインシステムでのファイル受付、当該システムを 通じた修正依頼などを可能とするべく、システム開発を実施中である。
- 現在、毎月提出が必要となる第1表(販売電力量・契約口数)を中心に開発を行っているが、 リスクチェックについても、報告様式が固まり次第、オンラインシステムに組み込んだ上で運用を 開始する予定である。
- なお、ガス取引報についても、ガス小売事業者から、Excelファイルの様式をメールで受領しているため、上記の電力取引報と同様に、オンラインシステムに移行する予定である。

### 【参考】オンラインシステムの開発状況

● 現在開発中のオンラインシステムのイメージは以下のとおり。今冬以降の運用開始を目指し、開発 を継続中であり、運用開始前に試用期間を設けることなども検討中である。



#### 【参考】オンラインシステムの概要

- 現状のメールでの受付と、オンラインシステムでの受付を比較すると、以下のとおり。
- なお、昨年度、オンラインシステムの実現可能性調査を行ったところ、全ての小売電気事業者 (700者以上)が毎月提出する第1表(販売電力量・契約口数)について、オンラインシステム への移行によって、事業者側で55%、当委員会事務局側で82%の業務量削減が期待できる との結果となった。

業務内容(例)	現状(メールでの受付)	今後(オンラインシステムでの受付)
事業者からの 取引報の提出	・ 報告様式に数値等を入力して、専用アドレス宛てにExcelを添付し、メールで提出。	システム上から提出。     提出時には、手入力だけでなく、現状の提出方法にも配慮し、Excelからのインポートなども可能な仕様。
未提出事業者への 提出依頼	・ 未提出事業者を集計し、手動で提出依頼メールを送信。	<ul><li>未提出事業者を事務局側のブラウザで一覧化。</li><li>未提出事業者には、システムから提出依頼を一斉連絡。</li></ul>
提出内容の確認	<ul> <li>Excel内の数値等を目視確認し、入力不備がないか確認。</li> <li>不備が有った場合には、事業者に対し、手動で再提出依頼メールを送信。</li> <li>【入力不備の例】</li> <li>入力漏れ、入力位置のズレ、前月と1ケタ異なる数値の入力、など</li> </ul>	<ul> <li>事業者が提出を行う段階で、入力不備があった場合には、システム上でアラートが出る仕様とし、入力不備を予防。</li> <li>その上で、入力不備が個別に判明した場合には、システム上から差し戻しを行い、修正依頼を実施。</li> <li>修正対応状況を事務局側で一覧化して管理。</li> </ul>
データの集計・分析	データの集計・分析の前に、各事業者のExcelを取りまとめることが必要。	<ul><li>データの集計やグラフの出力などがシステム上で可能。</li></ul>

- 1. これまでの振り返り
- 2. 報告様式のデジタル化(DX化)の取組状況
- 3. リスクチェックの報告様式案
- 4. 需要家に対する丁寧な情報提供の必要性

# 【議論の振り返り】 セルフチェック・定期報告の内容①(リスク管理体制の運用状況)

- 「リスク管理体制の運用状況」については、小売登録審査で提出を求める「リスク分析・管理に 関する様式」と同様 (※) とし、当該様式に「KPIの達成状況」を追加してはどうか。
  - (※) 「電力調達価格の変動」、「インバランスの発生」及び「小売電気事業者間での競争」については、最低限記載を求める。
- その上で、本件は、組織体制に関わることであることから、**年1回の頻度で定期的にセルフチェック** し、**電力取引報の一部として国に報告**することとしてはどうか。

#### 【参考】「リスク管理体制の運用状況」に関する報告様式のイメージ

No.	事業上のリスク要因	リスク要因への対策	対策に関するKPI	KPIの達成状況
1	電力調達価格の変動			
2	インバランスの発生			
3	小売電気事業者間での競争			***
4				

赤枠内は自由記載

# 【議論の振り返り】 セルフチェック・定期報告の内容② (資金の概況)

- 「資金の概況」については、比較的短期の現預金の確保状況等をセルフチェックすることが目的であることから、以下のとおり、四半期に1回の頻度で、「過去3ヶ月と今後3ヶ月」の現預金残高の見通し等を記載し、電力取引報の一部として国に報告することとしてはどうか。
- なお、小売電気事業以外の事業を兼業している事業者が多く存在しているが、「資金の概況」では、原則、小売電気事業単体での現預金残高の見通しを記載することとしてはどうか。

#### 【参考】「資金の概況」に関する報告様式のイメージ

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	月間電力販売額	100	100	100	100	100	100
2	月末の現預金残高 (小売電気事業単体での数値 <sup>(※1)</sup> )	30	25	35	20	10	5
3	②/① <sup>(※2)</sup>	0.3	0.25	0.35	0.2	0.1	0.05
4	<b>インバランス支払額</b> (速報値でも可。BG内で按分 <sup>(※3)</sup> も可。)	10	15	5	25	50	40
<b>5</b>	<b>4</b> / <b>1</b> (**4)	0.1	0.15	0.05	0.25	0.5	0.4

- (※1) 小売電気事業単体での現預金残高が把握困難な場合は、事業者全体としての現預金残高を、売上高ベースで配賦する事も可とする。
- (※2)電力販売額と現預金残高とのバランスを表す指標。事業規模(売上高)に比して、どの程度、現預金が確保されているかを把握するための参考情報となる。
- (※3) 親BGと子BGの契約内容に応じて記載する。
- (※4) 電力販売額とインバランス支払額とのバランスを表す指標。電源確保が適切に実施できているかを把握するための参考情報となる。

# 【議論の振り返り】セルフチェック・定期報告の対象者①

- 「持続可能な事業運営のため、小売電気事業者が事業の持続可能性を定期的にセルフチェックする」という趣旨を踏まえると、原則、全ての小売電気事業者を「リスク管理体制の運用状況」・「資金の概況」の提出対象者にすべきと考えられる。
- 一方で、効果的・効率的な制度運用も重要である。
- まず、みなし小売電気事業者は、特定小売供給義務が課せられており、毎年、業務及び経理に関する国の監査を受ける必要があるなど、他の小売電気事業者よりも事業運営について一段と厳しく確認されている。そのため、みなし小売電気事業者に対して、更にセルフチェック・定期報告を求める必要性は薄いと考えられることから、「リスク管理体制の運用状況」・「資金の概況」ともに提出不要としてはどうか。
- また、**需要家がいない小売電気事業者についても**、保護すべき需要家がおらず、社会的負担に繋がる可能性が低いため、「リスク管理体制の運用状況」・「資金の概況」ともに提出不要としてはどうか。(ただし、需要家を獲得する見込みが立った場合は、その段階で提出対象とする。)

## 【議論の振り返り】セルフチェック・定期報告の対象者②

- その上で、四半期ごとに報告が必要な「資金の概況」については、事業者の実務負担も踏まえ、 安定的な財務基盤が確保されていると推定される小売電気事業者は提出不要としてはどうか。
- 具体的には、**以下の2要件のいずれかを満たす場合**は、**次の四半期の「資金の概況」**について **提出不要**としてはどうか。
- ただし、これらの要件を満たした小売電気事業者であっても、例えば、一般送配電事業者から「インバランス料金の未収リスクに備えた保証金」を求められた場合など、国が必要と認める場合は、「資金の概況」の提出を求めることとする。
- なお、これらの要件は、今後の制度運用状況等を踏まえて、適時に見直すこととする。

要任	<b>4</b>	趣旨
(1)	小売電気事業者自身の <b>資本金が5億円 以上</b> であること。 また、当該事業者の <b>計算書類</b> について、	● 小売電気事業者自身の <u>資本金が5億円以上</u> の場合、当該事業者は、計算書類について <u>会計監査</u> 人による監査を受けることとなっている。
	「 <u>継続企業の前提に関する注記」が無く</u> 、 かつ、「無限定適正意見」が表明されてい <u>る</u> こと。	● その上で、当該計算書類について、①「継続企業の前提に関する注記」が無く、かつ、②会計監査人 が「無限定適正意見」を表明している場合は、安定的な財務基盤を確保されていると推定する。
		<ul><li>● 小売電気事業者の親会社が、機動的な資金調達が可能である場合には、財務面でのバックアップが期待でき、小売電気事業者の財務基盤は安定的なものであると推定される。</li></ul>
2	小売電気事業者の <b>親会社が上場企業</b> <b>等であって、純資産額が50億円以上</b> で あること。	● これを踏まえ、当該親会社について、金融商品取引法における有価証券報告書又は四半期報告書の提出が義務づけられている上場企業等であって、かつ、当該報告書で「純資産額が50億円以上」であれば、機動的な資金調達が可能であると推定する。 (※なお、「純資産額が50億円以上」の要件は、東京証券取引所のプライム市場の上場基準のうち、財政状態に関する基準値を参考に設定。)

#### 「リスク管理体制の運用状況」の報告

- 上記の議論を踏まえ、「**リスク管理体制の運用状況**」については、電力取引報の**第1表 2**として報告を求めることとしてはどうか。
- また、第78回制度設計専門会合(以下「第78回会合」という。)の議論を踏まえた上で、小売 登録申請における事業計画書(様式第1の3の2)との平仄を図り、下記の様式に基づき報告 することとしてはどうか。
- なお、第78回会合の議論を踏まえ、以下に該当する事業者は、提出不要とすることとしたい。
  - ①みなし小売電気事業者
  - ②需要家がいない小売電気事業者 (ただし、需要家を獲得する見込みが立った場合には、その段階で提出対象とする。)
- さらに、年1回の報告の「報告期限」については、各事業者が法令に基づいて作成する有価証券報告書や事業報告書(※これらの報告書には事業者のリスク事項等が記載される。)の作成・提出時期などを参考に、「毎事業年度の最終月の末日から3月を経過する日」としてはどうか。

	IUX2				
	(1)	(2)	(3)		(4)
	小売電気事業に係るリスク	(1)のリスクに係る対応策	(2)の対応策に係る目標	(3)	)の目標の達成状況
1	供給能力の確保に係る費用の変動	•••	•••	達成	•••
2	インバランスの発生	•••	•••	未達	•••
3	•••	•••	•••	その他	•••
•••	•••	•••	•••	•••	•••

赤枠内は自由記載

#### 「資金の概況」の報告

- 第78回会合の議論を踏まえ、「<u>資金の概況</u>」については、電力取引報の<u>第1表 3</u>として、<u>下記</u> <u>の様式に基づき報告</u>することとしてはどうか。
- なお、第78回会合の議論を踏まえ、**以下に該当する事業者は、提出不要**とすることとしたい。
  - ①みなし小売電気事業者
  - ②需要家がいない小売電気事業者 (ただし、需要家を獲得する見込みが立った場合には、その段階で提出対象とする。)
  - ③一定の要件(※詳細はP22を参照)を満たす小売電気事業者
- また、四半期に1回の報告の「報告期限」については、適時性を確保することを念頭に置き、電力取引報の第2表も参考にし、「毎四半期の最終月の末日から1月を経過する日」としてはどうか。

#### 【参考】「資金の概況」に関する報告様式のイメージ

		前月	当月 <sup>(※1)</sup>	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後	4ヶ月後
1	月間電力販売額						
2	月末の現預金残高 (小売電気事業単体での数値 <sup>(※2)</sup> )						
3	2/1						
4	インバランス支払額 (※3)						
(5)	4/1						

- (※1) 当月とは、毎四半期の最終月のことをいう。
- (※2) 小売電気事業単体での現預金残高が把握困難な場合は、事業者全体としての現預金残高を、売上高ベースで配賦する事も可能とする。
- (※3)速報値の記載でも可能とする。また、BG内で按分することも可能であり、その場合は、親BGと子BGの契約内容に応じて記載する。

### 【参考】事業計画書の様式(様式第1の3の2)(再掲)

様式第1の3の2(第3条の5関係)

#### 事業計画書

1. 小売電気事業に係るリスク管理の取組

	(1)	(2)	(3)
	小売電気事業に係るリスク	(1)のリスクに係る対応策	(2) の対応策に係る目標
1	供給能力の確保に係る費用の変動		
2	インバランスの発生		
3			
4			
(5)			
6			
7			
8			
9			
10			

- 2. 事業開始後三年間の事業計画
  - 備考 1 1. については、申請者がその小売電気事業の遂行に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについて、当該リスクの内容及び当該リスクごとの対応策、当該対応策に係る目標を具体的に記載すること。なお、「供給能力の確保に係る費用の変動」及び「インバランスの発生」の欄については必ず記載すること。また、③以降の欄については、申請者が開始しようとする小売電気事業の性質に応じ、欄を追加して記載すること。また、「(2)の対応策に係る目標」の欄については、特段の事情がない限り、定量的な数値を具体的に記載すること。
    - 2 2. については、1. に記載した各事項及び他の小売電気事業者との競争を考慮して記載すること。
    - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

# 【参考】電力取引報の一覧

報告内容	報告対象事業者	報告期限
第1表 販売電力量·契約口数	小売電気事業者	翌々月15日
第2表 低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・ 契約期間等	小売電気事業者	毎四半期の最終月の末日から1月 を経過する日
第3表-1 再生可能エネルギー電気を供給の特性とする 小売供給契約に係る販売電力量	当該契約の供給主体である 小売電気事業者	毎事業年度の最終月の末日から 2月を経過する日
第3表-2 再生可能エネルギー電気を供給の特性とする 小売供給契約を締結する小売電気事業者の調達した再生 可能エネルギー電気の電力量	当該契約の供給主体である小売電気事業者	毎事業年度の最終月の末日から 2月を経過する日
第4表 インバランス発生実績	一般送配電事業者	翌々月末日
第5表 電気事業者の契約状況	一般送配電事業者	翌々月末日
第6表 インバランス料金算定係数実績	卸電力取引所	翌月5日

- 1. これまでの振り返り
- 2. 報告様式のデジタル化(DX化)の取組状況
- 3. リスクチェックの報告様式案
- 4. 需要家に対する丁寧な情報提供の必要性

### 小売電気事業者に対する業務改善勧告の実施

- 電力・ガス取引監視等委員会では、**料金等を変更する際の説明が不十分**であったことなどから、本年6月に、小売電気事業者(1社)に対し、**電気事業法に基づく業務改善勧告**を行った。
- 具体的には、電気の小売供給契約の変更(燃料費調整額の算出方法の変更など)を行った際、需要家に対し、契約変更前に携帯電話のショートメッセージサービス(SMS)などを使用する方法で契約の変更内容を通知したものの、以下のとおり、需要家がその内容を十分に理解することができるものではなかった。
  - SMSには、「(前略)弊社の電力サービスをご利用のお客様へ約款の変更についてご案内が ございます。下記URLより変更内容をご確認ください。」という文言とともに、URLアドレスが記載 されているのみであった。
  - 当該URLアドレスにアクセスすると、事業者のウェブサイト上のページが表示されるが、上記の変更内容を具体的に説明している記載が存在しないなど、需要家がその内容を理解することは困難であった。
- 上記に加えて、①電気事業法に基づいて**契約締結後に交付しなければならない書面を交付して いなかったこと**や、②電気の小売供給契約の締結の勧誘などに係る**委託先に対する指導・監督 が不十分であったこと**などが確認された。

#### 需要家に対する丁寧な情報提供の必要性①

- 現在、資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会において、需要家に対する情報提供の 内容(例:電気料金の変動性)の充実化や、目や耳が不自由な者に対する配慮などが、議論 されている。
- その上で、今般の業務改善勧告事案を踏まえると、**需要家に対する情報提供は、情報の内容 のみならず、どのような方法で提供されるかも重要**であると考えられる。
- 現状、小売営業ガイドラインでは、(軽微な変更以外の)契約の変更の場合について、以下のとおり文字の大きさに関する記載はあるものの、その他に情報提供が不十分と解釈される具体的な事例に関する記載は存在しない。

#### 「電力の小売営業に関する指針(小売営業GL)」 (令和5年4月1日最終改定)

【参考:供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

- 1 供給条件の説明
- (3) 説明すべき事項

(中略)

ii ) 軽微な変更以外の契約の変更の場合

小売電気事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(次に述べる軽微な変更をする場合を除く。)には、小売電気事業者等は、変更しようとする事項のみを説明すれば足りる(施行規則第3条の12第4項)。例えば、これまで小売電気事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合には、苦情及び問合せに応じる電話番号について説明すれば足りるということになる。

なお、需要家の理解の形成を図るとの説明義務の趣旨に鑑みれば、小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合には、需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識しやすい方法で伝達する必要があり、例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字 (日本産業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 8 ポイント未満の文字)で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」が なされたとは言えないと解される。

### 需要家に対する丁寧な情報提供の必要性②

- 上記を踏まえ、小売営業ガイドラインにおいて、今般の業務改善勧告事案で問題となったSMSでの情報提供を念頭に、契約変更時における不十分な情報提供は「問題となる行為」として明記してはどうか。
- その上で、供給条件の説明義務や書面交付義務に係る小売営業ガイドラインの参考資料で、 例えば、以下のような場合は、上記の「不十分な情報提供」に当たる旨を記載することとしては どうか。
- 需要家に対して、電子メールやSMSなどを送信する方法で契約変更の内容を通知する際、<u>当該</u>電子メール等で、具体的な変更内容に一切触れず、事業者のホームページ等へのリンクのみを 掲載する場合。
  - ※上記の場合、当該電子メール等の内容の重要性を需要家が認識できず、結果的に、需要家の理解形成を阻害する可能性が高い。
- 需要家への電子メール等で、契約変更の内容を簡潔に記載しつつ、事業者のホームページ等への リンクを掲載していたとしても、<u>リンク先のウェブページにおいて、変更内容に係る具体的な記載や</u> 資料の掲載等が無い場合。